

東京都水道局物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

平成 8 年 4 月 1 日施行

平成 18 年 3 月 29 日改正

平成 22 年 11 月 15 日改正

平成 23 年 8 月 29 日改正

平成 25 年 3 月 29 日改正

平成 29 年 10 月 6 日改正

(29 水経契第 262 号)

第 1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程（昭和 35 年東京都水道局管理規程第 22 号。以下「財務規程」という。）第 235 条の規定により、東京都水道局（以下「局」という。）が行う物品の買入れその他の契約（工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当者等

水道局長（以下「局長」という。）及び財務規程第 208 条第 1 項及び第 2 項の規定により局長からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者をいう。

(2) 競争入札参加有資格者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 2 項の規定により、局長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。

(3) 等級

当該年度の競争入札参加者の資格に関する公示に規定するものをいう。

(4) 組合

当該年度の競争入札参加者の資格に関する公示に規定するものをいう。

(5) 当該等級

発注契約の営業種目及び予定価格に対応する等級をいう。

(6) 特定調達契約

財務規程第 265 条の 3 第 3 号に規定するものをいう。

第3 指名の判断事項

契約担当者等は、競争入札参加有資格者につき、次の(1)から(7)まで（特定調達契約に係る指名競争入札を行う場合については、(5)を除く。）を調査の上、第4により指名する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 官公庁における契約実績
- (4) 過去の履行状況
- (5) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) その他発注契約に対する履行能力

第4 指名の方法

- 1 契約担当者等は、発注契約の指名に当たっては、当該等級に属する者のうちから指名する。
- 2 1にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、それぞれ当該各号に規定する等級に属する者のうちから指名することができる。ただし、(4)、(5)及び(6)に該当する場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えて指名することができるものとする。
 - (1) 発注契約の予定価格が当該等級に対応する区分の上限価格と同額又はこれに近い場合
当該等級の直近上位の等級に属する者
 - (2) 発注契約の予定価格が当該等級に対応する区分の下限価格と同額又はこれに近い場合
当該等級の直近下位の等級に属する者
 - (3) 当該等級に属する者が指名しようとする者の総数に満たない場合（(4)に該当する場合を除く。）
当該等級の直近上位の等級に属する者及び直近下位の等級に属する者
 - (4) 当該等級に属する者が指名しようとする者の総数の2分の1に満たない場合又は当該等級に属する者がいない場合
当該等級の上位の等級に属する者及び直近下位の等級に属する者
 - (5) 発注契約の性質若しくは目的によりその履行について高度の技術若しくは設備を必要とする場合又は急を要するため十分な履行期間がとれない場合
当該等級の上位の等級に属する者
 - (6) 入札に参加を希望する者を指名する場合
当該等級の上位の等級に属する者及び直近下位の等級に属する者
- 3 1及び2にかかわらず、過去において、東京都を相手方とする当該発注契約と同種かつ同規模程度以上の契約を履行した者で、当該発注契約に対する履行能力が十分であると認められる場合は、その属する等級にかかわらず指名することができる。

4 1 から 3 にかかわらず、局長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

第 5 優先指名

第 4 により指名する場合は、次の各号に掲げる者を他の者に優先して指名することができる。

- (1) 東京都が障害者多数雇用企業者と認めた者
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当する者

第 6 指名の制限

契約担当者等は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
 - ア 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 水経契第 724 号）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
 - イ 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 11 月 15 日付 22 水経契第 368 号）第 3 条第 1 項の規定による排除措置期間中である者
 - ウ 契約書に基づく当局職員の指示等に従わないことなど契約の履行が不誠実な者
 - エ アからウに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (5) 発注契約と同種の契約を局を相手方として契約している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (6) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (7) 百貨店（契約の性質又は目的により百貨店でなければ取り扱えないような物品を購入する場合は除く。）
- (8) 事前に公表する条件を満たさない者
- (9) (1)から(8)までのほか、第 3 の(1)から(7)までを調査した結果、指名することが不適当と認められる者

第 7 指名業者数

契約担当者等は、この基準による指名が可能な者を 5 者以上指名するものとする。ただし契約の性質又は目的等により指名することのできる者が 5 者に満たない場合は、この限りでない。

第8 その他

この基準の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則 この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 22 年 11 月 15 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 29 年 10 月 30 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に行われる契約の申込みの誘引による契約について適用する。ただし、施行日前において行われた契約の申込みの誘引による契約のうち施行日以後に財務規程第 236 条第 1 項により指名競争入札参加者の指名を行うものについては、なお従前の例による。